

## 在宅医療コーディネーター養成研修会（第5回）報告書

日時・場所	令和2年1月7日（火）15：00～17：30 高松市医師会館
参加者	受講者40名 行政担当者6名
内 容	<p>【テーマ】認知症高齢者のコーディネーション</p> <p>情報提供：成年後見制度と意思決定を含めた終末期のコーディネーション 大川裕子 氏（第1期生）</p> <p>事例検討：独居高齢者への支援</p>
結 果	<p>情報提供：</p> <p>1. 成年後見制度と意思決定を含めた終末期のコーディネーション</p> <p>○成年後見制度と日常生活自立支援事業は本人のための制度であることを説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度のできた経緯</li> <li>・以前の禁治産、準禁治産との違い</li> <li>・個人を守るための制度</li> <li>・財産管理だけではなく、重要なのは身上監護</li> <li>・どんなに重度の認知症でも、あらゆる手段を使って本人の意思を確認する</li> <li>・勘違いされやすい身上監護の内容について</li> <li>・成年後見制度でできること、できないこと</li> <li>・本人の代理人であり、保証人等ではない</li> </ul> <p>○事例を交えながら、「こんな時には成年後見制度の利用を」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問して支援することの大事さ</li> <li>・本人の権利擁護と意思確認の大事さ</li> <li>・後見人は本人の希望を最大限叶える人である</li> </ul> <p>○意思決定支援と医療同意について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大事なのは本人が決めること</li> <li>・本人の意思は変わることが前提。変わってもいい。</li> <li>・医療同意は本人のみができること</li> <li>・代理人であっても医療同意はできない</li> </ul>